

やまがら

「働いている。違法で」。飛行機の隣の席に座った外国人に「日本で何をしているの?」と、あいさつ代わりに質問した。そのこたえがこの言葉だった。彼の弟は外国人技能実習制度を利用して日本の農家の畑で働いていたのだが、祖国に戻る前にその農家から「働いてくれる人を探してほしい」と頼まれた。弟は兄である彼に話をし、彼が働くことになったのだという。「外国人労働者がいないと農業が成り立たない」という農家の声を耳にしたことはあった。しかし、彼の「違法で」という発言には驚いた。外国人技能実習制度を利用すると、彼にとっても農家にとっても手続きに時間や労力がかかり、費用もかかる。だから避けたのだらう。

外国人技能実習制度は、1993年に創設された制度である。開発途上国の人々が最長で5年間日本で働きながら技能・知識を学び、得られた技能・知識を祖国の経済発展に活かすという「人づくり」を目的とする制度である。しかし、実際は低賃金労働力を確保する制度として現場で機能しているなどと批判されてきた。2024年に外国人技能実習制度は廃止され、人材育成と人材確保を目的とする「育成就労制度」へと変わっている。また、2019年には国内の人材不足を解消するために外国人を受け入れる「特定技能制度」も創出されている。これらの制度を概観するだけでも、日本がいかに人材不足に悩んでいるかがわかる。特に地域の過疎化が進行している農林水産分野での人材不足は深刻である。冒頭のエピソードからも、労

働力不足と経営不振に頭を抱える農家が、藁にもすがる思いで外国人労働者を採用している現場の実態を想像することができる。

厚生労働省の「外国人雇用状況」（令和6年10月末時点）によると、外国人労働者数は約230万人で、過去最多を更新したという。約230万人のうち農業従事者は5万8,139人で、林業従事者は234人である。林業従事者は少ない状況だが、人材不足に悩んでいる実態は農業も林業も変わらない。政府は林業分野の新たな担い手として外国人労働者にも期待を寄せており、今後、林業分野の外国人労働者は増えていくだろう。

こうした潮流を踏まえて、今後、林業経済学に何が求められるのだろうか。これまでの林業

外国人労働者

経済研究の延長として、外国人林業労働者が増える中で森林・林業を適切に維持することができるのかを問う研究がまず必要であろう。一方で、農山村社会における外国人労働者との多文化共生など、社会学や文化人類学で主に問われてきたような研究も必要になってくるのかもしれない。「それは林業経済学が扱うテーマではない」と言われてしまうかもしれない。しかし、森林・林業・農山村に向き合ってきた現場の学問なのだから、現場の要請に応じて学問分野の幅を広げる努力があってもよいのではないかとも思う。そうするほうが林業経済学の新陳代謝を高めることにもなり、学問分野の深化につながるのではないかと思うからである。

(難題を突きつけてくる人)